

熊野市社会福祉協議会サポート事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この事業は、熊野市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が、通院の際の介護保険(予防)事業における、訪問介護サービスの範囲外の介護サービス、その他を提供するために、必要な事項を定めるものである。

(利用対象者)

第 2 条 この事業の利用対象者は熊野市内に在住し、尚且つ熊野市社会福祉協議会の介護保険(予防)事業サービスを利用している者とする。

(利用の方法及び決定)

第 3 条 この事業の利用にあたっては、別紙「サポート事業利用申込書」により本会に申込み、審査の上適正であると認められた場合、会長の決定を経て利用できるものとする。

(事業の内容)

第 4 条 サポート事業で実施するサービス内容は次のとおりとする。

- (1)通院、入退院に係る病院内の介護
- (2)移動中の車中の見守り
- (3)入院及び施設入所中に都合により一時帰宅した際の介護
- (4)在宅において身体状況の悪化及び、それが予想される場合の、緊急且つ一時的な支援

(事業実施区域)

第 5 条 この事業の実施場所は、原則熊野市内とする。但し、通院介助及び、福祉有償運送事業等のサービスとの連携で、事業所の運営が合理的に行える場合はこの限りではない。

(提供時間)

第 6 条 この事業のサービス提供時間は、原則 8:00 から 18:00 までとする。

(利用料)

第 7 条 利用料は 1 時間 1,200 円とする。但し 1 時間ごとに当てはまらない場合は、10 分ごとに 1 時間の利用料を 6 で除して、提供した時間を 10 分単位で乗じた金額とする。

(利用の予約)

第 8 条 事業の利用は予約制とし、原則として利用の 1 週間前までに本会へ申し込むこととする。

(サービス提供の取り消し)

第 9 条 次の場合はサービスの提供を中止する。

- (1)悪天候などにより、訪問及びサービスの提供に危険を伴うとき
- (2)運営上ヘルパーを派遣できないとき

附則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。